

改正教員免許法の現実！

ひきだ

疋田教諭分限免職取消訴訟

を知って下さい！

東京都小平市で公立中学の理科の教師をしていた疋田哲也教諭は、2004年2月末、突然、教員として「不適格」という理由で「分限免職」されました。

実験を多数取り入れた理科の授業、部活動、生徒指導、行事指導、地域での教育活動への参加等、教育活動に熱心に取組み、多くの生徒から慕われ、支持されていたのですが、新しく赴任してきた校長のもとで学校運営が強引に変質させられ、次々と教員が攻撃されて他校へ異動させられた末、マスコミを巻き込んだ「体罰」キャンペーンの中で、疋田教諭は教育現場から引き離され、研修措置を受けた後、異例の「解雇」処分を受けました。

2004年4月に東京都人事委員会に処分取消しを申し立て、審理されましたが、結局、今年2007年1月に請求は棄却されました。これを不服として今年2007年7月に東京地方裁判所に提訴しました。

また、力量ある教員を、強引な理由づけで、「不適格」と裁定し、「分限免職」で簡単に解雇できるようにになれば、今、公立学校で展開されている教員の教育活動への締め付けが、ますますエスカレートするのではないかと危惧しています。子どもたちに、本当に子どもの成長を願い、その願いに対応できる質の高い教育を保障するためには、このような不当な教員管理の展開を食い止めなければならぬと思います。

「分限免職」処分の乱用は働くものの権利を侵害する不当労働行為です

そしてまた、「分限免職」処分の乱用は、労働争議の権利を奪われている公務員にとって、その労働権（基本的人権）を侵害する不当労働行為でもあります。

改正教員免許法の『分限免職』処分がこのような形で有能で良心的な教師を排除する暴力として使われる現実に強くショックを受け、怒りがこみ上げています。（大学教員）

小学校から大学まで色々な先生に出会い、習いましたが、疋田先生程、生徒に親身になってくれる素敵なお先生に出会った事はありません。まさに金八先生の様です。（教え子）

初公判が去る9月3日に開かれました

次回は 原告側弁論

2007年10月22日(月)午後4時半～東京地裁619号法廷その後、隣接の東京弁護士会館509号会議室(5階)にて報告会(午後6時～7時)があります

次々回は 被告側弁論

2007年12月10日(月)午後4時～東京地裁710号法廷

是非、傍聴をお願いします！

= 陳述書全文をホームページにアップしてあります =

疋田教諭分限免職取消訴訟

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

問い合わせは yfe12833@nifty.com まで